

総研企一第106号

(人ろー08)

令和2年3月18日

高等裁判所長官殿

地方裁判所長殿

家庭裁判所長殿

最高裁判所事務総局人事局長殿

裁判所職員総合研修所長 古財英明

裁判所書記官養成課程第一部第17期研修及び同第二部第1

7期研修の変更について（通知）

1月28日付け総研企一第10号当職通知「裁判所書記官養成課程第一部第17期研修及び同第二部第17期研修について」により、標記の各研修の実施要領を定めた旨をお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る最近の情勢を踏まえ、4月6日に実施予定の入所式及び4月6日から同月8日まで実施予定の裁判所書記官養成課程第二部オリエンテーション研修は、いずれも中止することとしました。

これに伴い、同通知の別紙実施要領3の(1)のア並びに同(2)のア及びイをいずれも削除し、同(2)のウの裁判事務修習の期間を、令和2年4月6日（月）から同年10月15日（木）までに変更するほか、同実施要領4の(2)を削除し、同(3)中、「オリエンテーション研修を踏まえ、」を削ることとしました。